



高根沢町公告第45号

入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8（2026）年7月1日

高根沢町長 神 林 秀 治



1 入札対象工事

|         |   |
|---------|---|
| 入 札 番 号 | R8-1011   |
| 工 事 名   | 防災重点農業用ため池防災工事  |
| 工 事 箇 所 | 高根沢町大字亀梨地内  |
| 業 種     | 土木一式工事  |
| 工 事 概 要 | 工事延長 L=100m<br>堤体押さえ盛土 L=100m<br>取水施設改修 一式<br>導流工 ブロック積工 L=7.5m |
| 工 期     | 令和9（2027）年3月26日限り   |
| 週休2日制工事 | 週休2日制工事の対象工事（詳細は「7 週休2日制工事について」）                                |
| 余 裕 期 間 | —   |
| 最低制限価格等 | 高根沢町低入札価格調査制度を適用（詳細は「8 低入札価格調査制度における調査基準価格及び数値的判断基準の算出について」）    |
| 予 定 価 格 | ¥174,735,000-（内消費税額¥15,885,000-）                                |
| 入 札 方 法 | 電子入札  |
| 町議会の議決  | 町議会の議決対象工事：議会の議決を得た時に本契約となる                                     |
| 熱中症対策   | 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事   |

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

|           |  |
|-----------|--|
| 参 加 形 態   | 単独   |
| 本店・営業所    | 栃木県内に建設業法に基づき設置された本店があること。   |
| 業種及びランク   | 高根沢町入札参加資格者名簿で土木一式工事の等級がSAであること。                                     |
| 配 置 技 術 者 | 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を原則として専任で配置できること。（ただし、発注者から直接請け負った工事のうち5,000万円以上 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて監理技術者を専任で置かなければならない。）</p> <p>① 1級土木施工管理技士又は、1級建設機械施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（土木）を有する者であること。（ただし、登録機関が行う監理技術者講習を修了した者に限る。）</p> |
|--|--|

### 3 入札日程等

|             |  |
|-------------|--|
| 入札参加申請書受付期間 | 令和8年7月7日（火） 16：00までに電子入札システム内にて提出<br>添付書類：事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（※押印不要） |
| 設計書閲覧期間     | 令和8年7月9日（木）以降にホームページで公開  |
| 質問の受付期間     | 令和8年7月14日（火） 16：00までにE-mail<br>提出先：農政課                               |
| 質問への回答      | 令和8年7月16日（木）   |
| 入札書提出方法     | 令和8年7月30日（木） 17：00までに電子入札システム内にて提出                                   |
| 開札日時        | 令和8年7月31日（金） 10：40から<br>場所：高根沢町役場 総務課事務室（本庁第1庁舎2階）                   |

### 4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式2号）を提出すること。

|      |  |
|------|--|
| 提出期限 | <p>令和8年8月4日（火） 16：00までに持参又はE-mail</p> <p>但し、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。</p> <p>提出先：総務課 契約係</p> <p>E-mail：keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp</p> |
|------|--|

### 5 保証金・前払金等

|       |   |
|-------|---|
| 入札保証金 | 免除  |
| 契約保証金 | <p>契約金額の100分の10以上</p> <p>但し、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上とする。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 支 払 条 件 | 前 払 金：請求できる。<br>中間前払金：請求できる。<br>部 分 払：請求できる。<br>※詳細は高根沢町契約事務規則を参照 |
|---------|---|

## 6 入札の辞退

入札を辞退する場合は、電子入札システム内にて「辞退届」を提出すること。

なお、入札書を提出した後であっても、開札の開始までは辞退することができる。

## 7 週休2日制工事について

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事の対象工事である。(施工にあたっては、「栃木県農政部週休2日制工事実施要領」に準ずるものとする。)

受注者は、週休2日の取組の希望の有無を、工事着手前に監督職員に工事打合せ簿で報告すること。また、次の点に留意すること。

- (1) 工期は週休2日を見込んでおり、週休2日の取組の有無による延長又は短縮はしない。
- (2) 入札書の作成にあたっては、週休2日の取組希望の有無にかかわらず、経費補正前の金額 (週休2日制工事を実施しない場合の金額) を記載すること。

## 8 低入札価格調査制度における調査基準価格及び数値的判断基準の算出について

本工事は、積算内訳書に「一括計上価格(注)」の項目が含まれているため、高根沢町低入札価格調査基準制度における調査基準価格及び数値的判断基準の算出においては、「一括計上価格」を直接工事費と同様に取り扱うものとする。(注：一括計上価格とは、諸経費込みの価格であり、積算上は諸経費対象外として扱う項目を指す。)

- (1) 調査基準価格の設定：高根沢町低入札価格調査制度実施要綱第4条第2項第1号の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

調査基準価格は、予定価格の基礎となった次の各号に掲げる額(円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、工事価格に10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- オ 一括計上価格の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (2) 数値的判断基準：高根沢町低入札価格調査制度実施要綱第7条第1項の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

前条の規定により落札者の決定が保留された場合において、所属長は、最低価格入札者が提出した工事費内訳書により次に掲げる事項について調査し、低入札価格基本調査結果報告書(様式第2号)により入札執行者に報告する。

(1) 直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(3) 現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(5) 一括計上価格の額が、予定価格算定の基礎となった一括計上価格に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(6) 入札書記載金額が、次に掲げる額(円未満切捨て)のアからオまでの合計額からカを減じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額(建築工事及び設備工事にあつては、これに直接工事費に10分の1を乗じて得た額(円未満切捨て)を加えた額)に10分の9を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった一括計上価格に10分の9.7を乗じて得た額

カ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

## 9 契約手続き

本案件の契約手続きについては、電子契約サービスによる契約締結を可能とする。

## 10 その他

下請け業者を選定する場合は、町内に本店を設置する者を選定するよう努力すること。

## 11 担当課

- (1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係

TEL : 028-675-8101 FAX : 028-675-2409

E-mail : [keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp)

(2) 工事内容について

高根沢町農政課 農村振興係

TEL : 028-675-8104 FAX : 028-675-8114

E-mail : [nousei@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:nousei@town.takanezawa.tochigi.jp)

### 入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第57条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
  
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。